入札監理小委員会 第603回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第603回入札監理小委員会議事次第

日 時:令和2年10月20日(火)16:36~18:10

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 開会
- 2. 事業評価(案)の審議
 - (独) 国際協力機構 J I C A ボランティア支援業務 (募集支援業務)
- 3. 実施要項(案)の審議
 - ○水産物流通調査業務(産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査)
 - ○水産物流通調査業務(水揚量・価格調査及び水揚量・価格情報)
- 4. 閉会

<出席者>

(委 員)

古笛主查、稲生副主查、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員、 清水専門委員

(独立行政法人国際協力機構)

青年海外協力隊事務局 作道次長

参加促進課 舘山課長

参加促進課 赤堀専門嘱託

(農林水産省)

大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室 橋本消

統計企画管理官

生産流通消費統計課消費統計室

統計企画管理官

生産流通消費統計課消費統計室

橋本消費統計室長

谷輪統計企画管理官

神﨑課長補佐

室井管理官補佐

松田価格形成統計係長

(水産庁)

漁政部加工流通課 松田課長補佐

佐藤課長補佐

小山係長

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第603回入札監理小委員会を開催します。

初めに、独立行政法人国際協力機構 J I C A ボランティア支援業務のうち募集支援業務の実施状況について、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局、作道次長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○作道次長 国際協力機構 J I C A 青年海外協力隊事務局の作道と申します。本日はお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。私から、今、御説明がありました国際協力機構 J I C A ボランティア支援業務、募集支援業務に関する業務実施状況について、資料 1 に基づいて御説明させていただきます。

まず、資料のI、事業の概要から始めさせていただきます。1の業務内容につきましては、JICA海外協力隊の募集説明会に関する業務を、JICAの国内拠点が15ございますけれども、ここと連携して日本国内、全都道府県で実施することとなります。

従前の契約との比較で申し上げますと、以前は、資料1ページ目、中段の表の左側にJICA筑波センターから始まる6つのセンター名が記載されておりますが、これら6センターが所管する27都府県が業務委託契約の対象でありまして、それ以外の県につきましては、JICAの直営で募集説明会を実施していたという状況でございます。また以前は、業務委託契約は本部が行う契約、表で言いますと筑波センター、東京センター、横浜センターの所管県を含むというものですけれども、本部の契約に加えまして、中部センター、関西センター、九州センターが、それぞれ個別に所管県を対象とする業務委託契約を結んでおりまして、全部で4つの契約が存在していたということになります。これに対しまして現行契約は全47都道府県を対象としており、契約主体もJICA本部に一本化したという変更点がございます。

次に、2の業務実施期間ですけれども、2017年12月から2022年3月までとなっております。

3の評価対象募集期ですが、協力隊事業では、毎年春と秋の2回の募集を行っておりますが、今回の評価におきましては、2018年の春募集から2020年の春募集までの5回の募集期を評価対象としております。

4の受託した企業ですけれども、株式会社電通となります。

5の受託事業者決定の経緯については、少し詳細を御説明するため、お手元に資料A-3がございますので、御覧になっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

1ページ目の表の上段が「契約状況等」という項目立てになっておりますけれども、こ

ちらに記載のとおり、本契約につきましては、説明会には9者が参加し、うち3者が実際に応札、結果としまして、株式会社電通に受託いただいたというものになります。表の下段で、「競争性の改善のための取組状況」について説明しております。入札スケジュールに記載のとおり、公告前にパブリックコメントを実施しまして、事前に業務内容及び公告時期について周知したほか、人員の配置につきましてもあまり多くの条件は付さず、業務総括者のみ配置を指定したことなどによりまして、できるだけ多くの企業に参入していただける条件を整えて、競争性を改善いたしました。

本件調達におきましては、総合評価落札方式で技術点と価格点を総合的に評価し、応札 した3者のうち、最も総合点が高かった株式会社電通に落札いただいたということになり ます

続けて資料1に戻りまして、Ⅱの民間競争入札実施要項で定めた確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価の項目の御説明に移りたいと思います。

まず、1の確保されるサービスの質の達成目標ですが、こちらに記載の2ページ目、下 段以降の表に記載されている片仮名のイから二までの4項目が達成目標となっております。 時間が限られているので、次の3ページ目の下方、2の確保されるべきサービスの質の達 成目標の評価という項目に移って、ここで併せて御説明させていただければと思います。

3ページ目の下段から始まりますが、1枚めくっていただいて、4ページ目の冒頭、(イ)情報漏えいの防止が1つ目の項目となります。本事業につきましては、大量の個人情報が含まれる帰国した隊員OBのリスト等を扱うため、情報セキュリティ体制を確保しつつ、個人情報の適切な管理を求めました。評価結果としましては、情報漏えいは発生せず、個人情報の取得、利用、加工、保管等の各プロセスにおいて適切な管理が実行されております。

次は、(ロ)業務の円滑な実施及び適切なトラブル対応のための実施体制の構築という項目になります。本委託業務におきましては、ウェブを活用した募集活動を含め、多数の企画を広範な対象者に対して実施することから、トラブル対応を含む円滑な業務実施のための実施体制の構築を求めました。評価結果としては、ウェブを活用した募集活動及び会場集合型の募集説明会、相談会におきましても、いずれにおいても適切なアレンジが行われており、トラブル、クレーム等は発生しておりません。

次の項目(ハ)に移りますが、企画運営の質の確保ですけれども、本契約におきまして は様々な年齢、そして様々な分野の職業を持たれている国民の皆様を対象に、JICAボ ランティアについての理解と関心を深めてもらうという取組を行っておりますが、各種の 企画参加者に対しましてアンケートを行い、企画に満足した人の割合が80%以上である ことを目標としております。評価結果としましては、企画満足度の割合は、4ページ目中 段の表1、企画満足度の割合のとおりでございまして、全ての企画において満足した人の 割合が80%以上を達成しており、企画の内容、質ともに、目標を達成しているという状 況でございます。

次に4つ目の項目、(二) JICAボランティア関心者のニーズに即した企画の立案・実施ですが、この項目は文字どおり関心層のニーズに適した企画の実施により、企画参加後のアンケートで、JICAボランティアに応募したくなった、及びやや応募したくなったという人の割合が、青年海外協力隊志望層では80%以上、それからシニア海外協力隊志望者では65%以上となることを目標としました。評価結果ですが、資料5ページ目の表、応募意向の割合のとおりでありまして、応募意向割合がおおむね達成されております。「おおむね」と申しますのは、広く事業への参加を促すために転職EXPOという、協力隊事業に特定ではない、広くいろいろな業種が集まっている場所にも出展しておりますが、こちらの参加者は必ずしも協力隊事業に関心があって参加されている方ばかりではないので、応募意向割合は青年層で63.6%、シニア層で38.7%という数字になっております。これも踏まえて、全体の評価結果としておおむね達成という評価をしております。

3の民間事業者がサービスの質向上のために実施した取組に移りますが、ウェブを使って協力隊の募集説明会を実施するのは、現行契約が初めてとなります。これによりまして、地理的または時間的制約で募集説明会に来られない関心者に対しましても情報提供できるようになったこと。また、ウェブ説明会では職種別の制作なども行っておりまして、集合型の説明会に比べてより深い情報提供を行うことができているという点は、従前の契約と比べて改善点となっております。また、説明会をウェブによる事前予約制としたことで、参加時点だけではなくて、終了後のアフターフォローができるようになりまして、近隣の説明会への案内、また次の募集期も案内を送ることができるなど、継続的な情報提供、フォローができるようになったところも改善点として挙げられます。

次に、Ⅲの実施経費の状況及び評価について御説明いたします。冒頭に御説明したとおり、契約に含まれる対象が従前契約は27都道府県、現行契約は全47都府県であること、また、委託の内容も若干異なるところもありまして、単純比較はできないという前提があるので、若干説明が分かりにくいということがあるかと思います。

資料に即して御説明させていただきますと、1の従来の実施に要した経費でございますが、6ページ目下段の表3-1のとおり、現行契約は従前契約の経費と比較して、大きく削減されているということになります。ただし、市場化テスト導入前と導入後では直接費の内容が異なる部分がありまして、これを補正して同じ条件で比較するために、説明会運営に係る人件費だけで比較したものが資料7ページ目、中段の表3-2となります。これについては、御覧のとおり全体的に8割以上の削減率となっているわけですが、この数字は、従前契約と現行契約では募集説明会の実施回数が大きくことなることに影響を受けております。これを補正しまして、全ての地域の説明会一回当たりの人件費を比較したのが表3-3になります。御覧いただいているとおり、全ての地域で経費削減が図られ、合計としては25.1%の削減となっております。

続きまして8ページ目、2の経費削減の要因及び評価ですが、集合型の募集説明会の実施時期と頻度について、全国47都道府県で最低年1回以上の実施という形で条件づけを柔軟にした結果、募集説明会の回数が減少したという影響もございまして、全体の経費削減は達成されております。これに加えまして、ただいま御説明したとおり、説明会一回当たりの人件費についても、習熟した担当者が全国の説明会を担当することで効率的な事業運営を行い、人件費の削減につながっていると評価しております。

次に、IVのまとめに移ります。1の評価の総括ですが、①として、本事業におきましては、契約内容に沿って業務を円滑に実施し、初期の達成目標を満たしております。②、受託業者は社会的背景を把握し必要な対策を講じることで、サービスの質を確保していると判断されます。③、経費につきましては、従前契約と現行契約を比較すると、現行契約では人件費の大幅な削減が見られました。また、参加者の企画満足度と応募意向度におきましても目標を達成しておりまして、質を確保しつつ、経費削減を達成していると評価しております。

2の今後の方針ですが、1)の①から⑤に記載のとおり、全体の状況としまして、コンプライアンスが遵守され、外務省ほか関連省庁大臣名による業績評価を通じて、事業実施状況のチェックを受ける体制も整っているという状況にございます。また、本事業の入札における競争性、サービスの質、それから経費節減等についても初期の目標を達成しております。

これらを踏まえまして、9ページ目の2)に記載のとおり、総合的に判断すると良好な 結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する 指針」に基づきまして、今後、終了プロセスに移行した上で、市場化テスト終了後の事業 につきましては、当機構の責任において行うこととしたいと考えております。その場合も 引き続き法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上、コスト削減等に努めてまいる所存 でございます。以上、JICAからの報告とさせていただきます。

- ○事務局 ありがとうございました。続きまして同事業の評価(案)について、総務省より説明させていただきます。説明は5分程度でお願いします。
- ○事務局 それでは、評価(案)について御説明申し上げます。資料A-1を御覧ください。

1ページ目の事業の概要等につきましては、先ほどの説明と重なるところがありますので、割愛させていただきます。

2ページ目を御覧ください。評価でございます。評価の結論といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると判断いたします。

続きまして、2の(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。2ページ目から3ページ目を御覧ください。質に関しましては、実施要項に記載されている評価項目に沿いまして、おおむね達成できていると判断いたします。民間事業者からの改善提案についても、今回初めてウェブ説明会を行い、かつ同説明会の内容をアーカイブとして公開することで、地理的または時間的制約で募集説明会に来られない関心者に対して情報提供を行えるようにしました。また、ウェブ説明会を職種別に制作することで、通常の募集説明会に比べて、より深い情報提供を行えるような工夫も行われました。

続きまして3ページ目、実施経費の比較でございます。経費の比較は、市場化テスト実施前の従前経費と、市場化テスト2期目の現行契約の経費で比較しております。比較対象とした経費は、募集説明会運営に関わる人件費です。また、従前契約と現行契約では、募集説明会の実施回数が大きく異なるため、説明会一回当たりの人件費で最終的に比較して判断いたしました。その結果、比較対象地域全てにおいて説明会一回当たりの人件費が削減されており、合計では25.1%、経費が削減されることとなりました。

4ページ目を御覧ください。選定の際の課題に対応する改善策といたしまして、市場化 テスト実施前の事業では1者応札が続いており、競争性に課題が認められておりましたが、 入札の際に参加を促す様々な取組を実施した結果、今期の事業では競争性が確保でき、結 果として3者の応札となりました。

以上を踏まえまして評価のまとめですが、民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、

また法令違反等の行為もなかったこと、今後は外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済 産業大臣の連名による業務実績評価において、事業実施状況のチェックを受ける体制が整 っていること、入札において3者応札であり競争性が確保されたこと、公共サービスの質 はおおむね目標を達成できていること、実施経費が削減できていることから、現在実施中 の市場化テスト2期目の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えて おります。以上になります。

○事務局 それでは、ただいま御説明しました当事業の実施状況及び事業の評価について、 御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いします。石田先生、お願いします。

○石田専門委員 今回、応札者が3者あり競争性が確保されたこと、および最初から契約でウェブ説明会を行うということで、ウェブ説明会が実施されて、さらに説明会の内容がアーカイブで公開されたことについて新型コロナ感染拡大前からこういう形で対応できたことは、非常にいいことだと思いました。よって今回、市場化プロセスを終了することに全く異論はありません。1つ確認したいのですが、この事業の最終的な目標は、魅力的な募集説明会を行ってボランティアの応募者を確保するということでよろしいでしょうか。○作道次長 ありがとうございます。今、御指摘いただいたとおりの理解で正しい理解であります。

〇石田専門委員 今回、市場化テストが終わった後ぜひお考えいただきたいことです。説明会の実施コストが幾ら下がった、一回当たりの人件費が下がったというような御説明でしたけれども、応募者一人当たりの業務の単価というのですか、一人応募者を確保するのに幾らかかったのかという観点で総合的にコストを見ていただきたいです。また業者にたいする今回の質の確保ですけれども、応募者を何人確保するという目標はなかったわけですね。そういった目標もあったほうがいいのではないかと思ったのですが、それについていかがしょうか。

○作道次長 ありがとうございます。応募者数というのは、協力隊事業の人数の質、量を確保する上で極めて重要というか、そこが始まりでありまして、我々も重要な数値として常に意識して事業に取り組んでいるところでございます。応募者数は非常に多様な複合的な要因で左右されるところがございまして、いかに募集説明会をうまくやっても、近くで、海外でテロがあったりとか、日本国内で震災等が起こったりすると、応募を控えるという傾向が非常にあります。そういう国内外の状況とか、あとは協力隊事業の中でもいろいろと制度改編等をやっておりまして、近年で言いますと2018年に事業の制度を変えたと

ころがございまして、従前は青年とシニアという年齢区分で事業を運営していましたが、 18年を境に年齢区分を撤廃して、協力隊と一本化して事業をしています。それに合わせ て待遇とか手当、それから渡航した後のいろいろな制度が変わったり、また、現職を持た れたまま協力隊に参加する方に対する支援制度が変わったりということで、そういった制 度の変更なんかも応募者の動向に非常に大きく影響しているところでございます。

なので、募集説明会の業務だけに応募者の増減を結果として求めるというのは難しい部分があって、もちろん1つの重要な要因ではございますが、そこを指標にして委託するというのは、受託業者にとって非常に不利益があるのではないかというのが我々の見解でございます。

○石田専門委員 ありがとうございます。ダイレクトでなくても、目標値をかなり低めに しても上回ったら、インセンティブというような形も難しいのですか。今回こちらの資料 には、結局何人だったのかという記載がなかったものですから。ちなみに応募者数は何人 か教えていただけますか。

○作道次長 応募者数は、中長期的な傾向でございまして、2009年を境に基本的には減少傾向にあるという状況にございます。たまに上がる場合もあるのですけれども、右肩下がりの傾向にございまして、その理由というのは先ほど御説明したとおり、いろいろ複合的な要因が含まれているわけですが、対象となる青年層の人口自体が2009年から18年の間に18%ぐらい減少しているなど、いろいろな要因によって起こっているところでございます。

なので、減少傾向自体は、本契約の中で引き続き起こっているところでございますが、 とりわけ重要な要因としては、2018年に制度変更して、その制度変更の影響が非常に 大きく応募者動向に影響していると考えております。

- ○石田専門委員 ちなみに2009年から右肩下がりというのは、どのくらい、数字を教えていただいていいですか。2009年と直近でどれぐらいだったのか。
- ○作道次長 2009年は応募者数が年間で6,745名です。2019年は2,484名です。これはもう減っていることは確実ですけれども、もう一つ、応募方法を変更しているところも要因としてございまして、現行のカウントの仕方に変更点があります。応募の際に求める書類、手続がもう少し厳密化していて、現在は健康診断、結構海外に行くので、いろいろ多様な項目に当たる健康診断で、大体平均する2万5,000円ぐらいかかるのですけれども、これも併せて提出していただかないと応募として受け付けないというよう

な形にしています。以前はそこまで求めていなかったようなこともあって、そういう手続的な部分もあるので、ダイレクトに数字の比較というのはなかなか難しいのですが、いずれにしましても減少傾向であることに変わりはないので、多様な要因ということで御説明させていただきました。

- ○石田専門委員 余計なことかもしれないのですが、2009年が6,745人で、2019年、コロナの前が2,484人ですね。大幅減少ですけれども、この事業の予算自体の規模はもうほとんど変わらないか、逆に増加しているのですか。
- ○作道次長 少なくとも近年は増加ということはなくて、独法の経費削減の縛りもありますので、応募者というよりは派遣人数に準拠した形で設定されております。派遣人数自体も同様に減少傾向にはございますが、派遣人数、それから応募者に関係なく、事業費が増えているということではないと思います。
- ○石田専門委員 分かりました。ただ、6,745人から2,484人で、60%以上の減少ですね。そういったときに、今回はウェブ説明会をされたということですけれども、この募集説明会業務自体の規模とかやり方も大幅に見直されたほうがいいのではないかと感想を持ちました。以上です。
- ○作道次長 ありがとうございます。
- ○事務局 ほかに何かございますか。よろしいですか。 それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。
- ○事務局 特にございません。
- ○事務局 それでは、時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。
- ○古笛主査 将来に向けて、いろいろな視点から御意見をいただいたのですけれども、それらも踏まえまして、今回、本日の審議としましては、事業を終了する方向で監理委員会に報告したいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○古笛主査では、そのような報告をさせていただきたいと思います。以上です。
- ○事務局 事業評価(案)の審議は以上となります。ありがとうございました。

(独立行政法人国際協力機構退室)

(農林水産省入室)

○事務局 続きまして、水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵 水産物在庫量調査の実施要項(案)について、農林水産省大臣官房統計部、橋本消費統計 室長より御説明をお願いします。説明は15分程度でお願いします。

○橋本消費統計室長 ただいま御紹介いただきました農林水産省統計部消費統計室長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。こちらはスタッフが結構いますので、マスク着用で説明させていただきます。お聞き苦しい点があろうかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

水産物流通調査業務の市場化テストは、一部、今回より水産庁から統計部へバトンタッチされまして初めての御説明になります。委員の先生方には、今後ともいろいろと御指導いただくことになると思いますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それで現在、農林水産省の統計部では、省内の統計部以外で実施している一般統計調査、 全部で12調査ありますけれども、今年度から全て統計部で一元化して実施するというこ とになってございます。こういったことでございますので、水産庁でこれまで実施してき た水産物流通調査業務のうち、一般統計調査に該当する調査についても統計部で一元的に 実施することになりました。併せて市場化テストへの取組につきましても、次期に向けて 統計部が水産庁から引き継いで、これまでの事業評価の御指摘に対応しながら継続させて いただきたいと考えてございます。

本題でございます。今回は次期市場化テストに向けた実施要項ということで御議論いただくわけでございますが、まず変更概要について、資料に基づいてお話を申し上げたいと思います。最初にはざっくりしたところをお話し申し上げまして、後に事業評価で議論となったところに絞って、実施要項に照らし合わせながら、先生の皆様方に御説明させていただきたいと思います。お手元に御用意いただきたい資料は、右肩上に資料B-2がございます。実施要項そのものでございます。まずこれと、B-3がございます。これは一枚紙でございますけれども、横紙になってございます。これらを使って、概要について御説明を申し上げたいと思います。

お手元の赤と黒になっている厚いものでございますけれども、実施要項でございますが、 調査の実施主体の分割について、御説明を申し上げたいと思います。今後の市場化テスト では、統計部が一元化する一般統計調査と、水産庁が実施する業務統計の部分を分割して、 実施要項をそれぞれに定めて実施していきたいと考えてございます。このため現在お手元 にある実施要項につきましては、業務統計として実施していた水揚量とか価格情報等に係 る部分については、今回お示ししている実施要項からは削除してございます。一方で、一 般統計調査として実施する調査に係る事項についてのみ修正・加筆しております。

統計部で引き継ぐ一般統計調査でございますけれども、B-3の資料にまとめてございます。一枚紙、A4の横でございますが、これを見ていただきますと2つの調査がございます。これまで用途別出荷量調査と言っていたもの、名称は若干変わっていますけれども、

「産地水産物用途別出荷量調査」、それから「冷蔵水産物在庫量調査」、これらの調査について引き継いでいくこととなりました。これは今まで一般統計調査ということで実施されていたものでございます。

ここに書いてあるとおり、調査そのものについて何ら変更はございません。これまでどおりの一般調査で実施してきた内容をそのまま実施していきたいと考えてございます。ただ、大きな変更はございませんけれども、本調査の実施期間までには調査計画、これは、総務省のマターになりますけども、統計調査計画の必要な部分については適宜見直しを行いながら、同時並行で進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、業務の実施期間でございますけれども、B-2の実施要項、右下にページ数が振ってございますが、10/132ページにあるとおり、黄色で網がかかってございます。ここに書いてあるとおり、調査実施期間については、産地水産物用途別出荷量調査は、令和3年調査分から令和4年調査分、それから冷蔵水産物在庫量調査は、令和3年の3月調査分から令和5年の12月調査分を、受託事業者が変更となることがないように実施してまいりたいと思います。これまでの会計年度の契約を調査期間、暦年に合わせて変更してございます。ここはまた後ほど詳しく申し上げたいと思います。

おしまいにパブリックコメントについてです。実施要項に係るパブリックコメントについて、現在実施してございます。10月16日金曜日、先週の金曜日に電子政府の総合窓口において公表していまして、10月29日木曜日まで意見募集を行って、出てきた意見につきましては委員の皆様方へ御報告していきたいと思っております。

それでは、前回、事業評価で議論となりましたところについて、実施要項を追いながら 説明させていただきたいと思います。

御指摘の1つ目でございますが、競争性の確保ということで認識しております。1者応 札からの脱却ということで、先生からは、新規参入を促すためにICT技術の活用等を入 れることで、これまでと異なる分野の事業者の参入が促進されるように検討すべきではな いかというアドバイスをいただきました。これに対して、どのように実施要項に反映して いるかということを御説明申し上げたいと思います。

B-2の実施要項の12/132ページをお開きいただきたいと思います。その対応としては、1つ目が電子メールによる調査だけではなくて、オンライン調査会社等の参入が促進されるように実施要項を変更しております。具体的には12/132ページの一番下、黄色いラインで引っ張ってございます。なお書きから以降、「なお、オンライン調査又は電子メールによる調査に係る」というところでございます。ここで民間事業者の創意工夫を促して提案書をいただくと。その具体的な提案に基づいて実施できるように変更してございます。まず、それが1つ目でございます。

2つ目は、今、申し上げましたように委託事業者の創意工夫に期待して、入札時の評価項目一覧表というのがあります。 27/132ページをお開きいただきたいのですけれども、表 1、評価一覧表がございます。ここのところで半分より下、右側を見ていただきますと、黄色い網かけで、「15、5」と書かれてございます。ここに点数がございますが、要は入札時の評価項目、一覧表のオンライン調査の促進の工夫に配点を加点しています。これが 2つ目でございます。

それから3つ目としては、評価一覧表の評価の観点というのが、表頭の右上に「評価の観点」とございます。これを下にずっと目を落としていってもらいますと、途中に「統計調査の知識と体制の柔軟性」という項目がございます。この項目を見ますと、赤字で訂正してございますけれども、これまでは水産物に特化した内容になってございます。これを一般的な統計調査を対象とした内容とすることで、受注者の対象範囲を広げてございます。こういった工夫をしています。

それから御指摘の2つ目、これは今の御指摘と重なるのですけれども、複数応札に対応するため、具体的な対応はどうなるのかということです。先生からは、複数応札にするため、どのくらいの期間があれば応札してもらえるのか本気で検討されたいというような御指摘をいただきました。これについての対応の1つ目でございますけれども、これまでは入札の公告期間は20日しか取っておりませんでしたけれども、ここを50日に延長して確保してまいりたいと思っています。

ここについては、お手元の資料の24/132ページの一番下にスケジュールを書いて ございます。アの入札公告、令和2年の12月上旬から、入札書類の提出期限は令和3年 の2月上旬頃ということで、ここで約50日を確保するということでございます。 それから、複数応札のために工夫する部分として、業務の実施時間を確保するなど応札者の負担を軽減してございます。これについては、19/132ページの一番下に表がございます。ここに黄色い網がかかってございますけれども、特に産地水産物用途別出荷量調査の調査票とか結果表の納期を今までは年度末の3月末としていたのですけれども、これを若干延ばして4月10日までということで負担を軽減してございます。

もう一つは、業務実施期間を暦年の取りまとめ期間にマッチするように変更しています。 これは先ほど申し上げましたけれども、要は取りまとめ期間の途中で受託者が変更となっ てしまうことがある。今回は今年度までの契約になっていますので、特に冷蔵水産物につ いては、残念ながら令和2年の2月分でちょうど切れてしまいます。3月分からは新しい 業者が来ることになりますので、今回は、初めは仕方がないですけれども、次のことも考 えて、次の事業者への引継ぎ期間と次の事業者が準備期間を確保できるように、暦年とい う形で整理してございます。

なお、前回の議事録を拝見して感じたことですけれども、複数応札を促すために、説明 会に参加するようにお声がけをするというようなことは、公平性を欠くことができないと 思っているのですが、御指摘いただいた先生の気持ちは本当によく分かります。我々統計 部としても、何らかのアクションを起こさなければ1者応札、あるいは不落札に終わると いった危機感を持ってございます。こういったことから、公平性を欠かぬ範囲で何らかの 行動はしてまいりたいと考えてございます。

それから、これは御指摘というよりも御参考の意見として先生からの御意見だと思いますけれども、調査の見直しについてです。現在の調査はアンケート調査みたいな調査であろうから、調査以外に利用できるデータがないのかとか、正確なデータを収集するための方法、手法について検討してはどうかという御提案をいただきました。ここについては我々も統計部でございますので、日頃各種統計の見直しは不断に進めているところでございまして、利活用の状況を踏まえながら、他に活用できる外部データがないのか、事業者が保有しているデータがないのかということはチェックしながら今後も引き続き検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後にその他でございますが、事務局より、参入障壁についての御指摘がありました。ページでいきますと、実施要項の12/132ページ、一番上のほう(ア)実査準備、aの(a)のところになお書きがございます。「なお、原稿については契約期間中に変更する場合がある」と記載してございます。こういったことを書くと、業者にとっては非常に不

確定要素になってしまうと。ですから、参入障壁になってしまうのではないかという御懸念をいただいています。この思いですけれども、調査対象や受託事業者から出された提案と課題も含めて、こういったことを踏まえて改善すべき内容があれば、統計部としても、調査様式等については、その時々に速やかに対応してまいりたいというのが本意でございます。

ただ、当然のことながら、調査書類の刷り直しとか契約変更に該当するような、そういった類いの変更は考えておりませんで、調査を実施する中で様式等に工夫の余地があるのであれば、翌年度の調査には変更して実施していただくという程度のものとして、説明会では丁寧に説明して理解を得ていきたいと考えてございます。

非常に雑駁でございますが、私からの御説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明について、御意見、御質問のある委員にお かれましては、御発言をお願いします。小松先生、お願いします。

○小松専門委員 この調査ですけれども、どこまで農林水産省でやられて、業者は何をするかという辺りがはっきりしないような気がするのです。さっき原稿とおっしゃっていましたけれども、調査用紙そのものの設計はそちらでされて、それを業者が配布せよというようなことを考えておられるのでしょうか。

○橋本消費統計室長 おっしゃるとおりです。基本的な調査票の設計は我々で提案いたします。ただ、提案してそれで最初は実施していただくのですけれども、当然これは2か年、3か年とやっていくわけですが、その中で不都合な点等が出てくると思います。こういうふうにしたほうがいい、調査票の注意書きはここにもっと明記したほうがいいというような提案、意見が出てくると思います。その翌年度からは、それを踏まえながら訂正していきたいということです。どこまでやるかというと、そういった調査票の基本的な設計については当然我々役所でやりますけれども、それ以外の実査、取りまとめまで、そこはもう民間に全部委託するということでございます。

○小松専門委員 その場合、ICTの活用を申し上げたのですけれども、御説明はなかったのですが、資料の中に「このシステムを使え」みたいなことが書かれているように思うのですが、Windows 7を入れるとかブラウザーは何だとか、そういう実際の調査システムに関する言及がかなりされているのですけれども、何か使うシステムは特定されて、「これを使ってやれ」とおっしゃるつもりなのでしょうか。

○橋本消費統計室長 結論から言うと、そのつもりは全くございません。今、先生から御 指摘があった、政府のシステムとかいったのが明記されているので、多分そこを指されて いるのだと思いますけれども、それについてもあくまでも例として挙げているのであって、 先ほど冒頭に御説明を申し上げたように、業者の提案によっていいシステムがあるのであ れば、当然それを採択するというような形で今回は進めさせていただきたいと思っていま す。

○小松専門委員 そうだとすると、いろいろ書き過ぎておられるような気がするのです。 これを見ると、多分、これを使わなければいけないのかと理解されてしまうように思うの です。そうすると、うちはもっと簡単なやり方でもっと安くできるのだけれども、「これを 使え」と言われるのだったらやめておこうかという業者も出てきそうな気がするのです。 だから、そこは誤解されると非常にまずいと思いますので、参考なのかマストなのか、分 かるようにきちっとしていただいたほうがいいのかと思います。

○橋本消費統計室長 貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃることは本当によく 理解できます。ただ、なかなかセキュリティの関係といったことは政府のほうが大分厳し くなっているので、その部分です。先生がおっしゃるように、余計な部分は当然ここに書 かないような形で、セキュリティとかマストの部分については記述するというような形で 整理させていただきたいと思います。

○小松専門委員 それで、結局セキュリティを要求するにしても、セキュリティレベルを 要求として出されて、具体的にどうするかというのは業者が考えるべき話だろうと思いま す。むしろ業者のほうが進んでいる可能性もあるので、失礼な言い方をすると、今回いろ いろ政府が遅れているとかいう話もありますので、むしろそういう意味では民間のほうが 進んだ技術を持っていることもあり得ますから、そのことを踏まえて、業者をがっかりさ せないような書き方にしていただければと思います。これは具体的にどうこうと申し上げ るつもりはないですけれども、そういうことで誤解のないようにしていただきたいと思い ます。

- ○橋本消費統計室長 ありがとうございました。どうぞ。
- ○小松専門委員 意見ですので、参考にしていただければということです。
- ○橋本消費統計室長 趣旨は重々承知いたしました。どうもありがとうございました。
- ○事務局 ほかに何かございますか。石田先生、お願いします。
- ○石田専門委員 今回、オンライン調査が利用できるよう実施要項を変更していただいた

ということで、御対応いただきありがとうございます。13/132のところを見ますと、 上のほうです。令和2年6月現在のオンライン調査及び電子メールによる調査の回答率は 37%です。国勢調査も今はネット入力が始まりましたし、これからデジタル庁も始まる ということで、スマート化は喫緊の課題だと思います。現在37%と低い数値なので、今 後は回答する側もデータを受ける側も、使い勝手がよくて便利なものになるように御指導 というのですか、展開していっていただきたいと強く思います。以上、感想です。

○橋本消費統計室長 石田先生、ありがとうございます。全く私も同感でございます。ということで、我々だけだとなかなかいい知識が出てこないということもございますので、 民間の事業者を幅広く募って、そこに期待するところでございます。

以上でございます。

- ○事務局 ほかに何かございますか。石村先生、お願いします。
- 〇石村専門委員 B-4の資料で、先ほど説明会のお話があったのですけれども、次のC-1からの資料もそうですが、実際に何者ぐらい来てもらえると想定されているのですか。何というのですか具体的な、優遇できないとはおっしゃるものの、やらなければほぼ1者で確定ということとなります。そうすると、何百ページもの資料を作っていただいて、すごく時間をかけて今回も資料を作っていただいたのに、説明会に来ていただけるのが1者であれば、競争入札自体がもう全くの無駄になるというか、その時点で確定してしまうわけですね。何者ぐらい来てもらえると想定していただけているのか、具体的な数字を教えていただけませんか。
- ○橋本消費統計室長 石村先生、非常に難しい質問だと思います。相手ありきの話ですので、何者来ていただけるかという結論はこの場で私の口からは申し上げられません。ただ、気持ちとしては、少なくとも2者、3者、4者といった数は来ていただきたいと思っています。それで先ほど説明の中でも、心意気だけは先生方にお伝えしたつもりでいるのですけれども、まさに石村先生が言われたことは、我々が一番危惧しているのです。1者応札とか不落札を出してしまうと、一般統計調査はすごく権威の高い調査だと我々は認識しています。これが執行できないということは、我々にとっても大変なことだと思っています。ですから、そこについては公平性を欠かない程度、範囲で行動していきたいということで、いろいろやり方はあると思います。
- ○石村専門委員 ありがとうございます。ぜひとも具体的にやらなければ、この会議の時間ももう膨大に、恐らく一言一句を確認されて資料を作っていらっしゃるというのも私は

十分承知しているので、その努力が説明会の当日でもうほぼ何か全く無駄になってしまう のではないかというおそれを抱いているので、ぜひとも御努力いただければと思います。 よろしくお願いします。

- ○橋本消費統計室長 そこはまさに共感させていただいて、努力はしてまいりたいと思っています。
- ○石村専門委員 ありがとうございました。
- ○事務局 ほかに何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

- ○事務局 特に御指摘されたところというのは、小松先生から、システムの情報が参考の情報なのかマストの情報なのかが分かるように明記されたいという御指摘をいただいていたやに考えております。具体的に12/132ページ等で、「政府統計共同利用システム」の要件が書かれておりますので、この辺を「参考」であるということがわかるように書かせてもらいつつ、民間事業者の努力を求めるように書くというようなイメージでよろしいですか。
- ○小松専門委員 まず、民間の自主的な努力でお願いしますということを書いていただい て、もしそれが難しいようであればこういう方法も使えますよという書き方でよろしいの ではないかと思います。要するに読む側が、自分ところの自前のやり方でやっていいのだ ということが分かればよろしいかと思います。
- ○事務局 分かりました。御指摘を踏まえて実施要項の修正を検討させていただくように したいと思います。ほかには特になかったと認識しておりますが、よろしいでしょうか。 ありがとうございます。
- ○事務局 それでは、時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。
- ○古笛主査 御意見もありましたとおり、本実施要項(案)につきましては、農林水産省におきましても引き続き今の御指摘の点などを御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項(案)について必要な修正を行い、これについては事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。あとパブコメの報告も併せていただき、それから手続を進めるようにしたいと思いますが、委員の先生方、そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 委員の先生方におかれましては、さらに確認とか御質問がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。○橋本消費統計室長 どうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

(水産庁入室)

○事務局 続きまして、水産物流通調査業務のうち水揚量・価格調査及び水揚量・価格情報の実施要項(案)について、水産庁漁政部加工流通課、松田課長補佐より御説明をお願いします。説明は15分程度でお願いします。

○松田課長補佐 水産庁加工流通課の松田でございます。先生方にはいろいろ御指導いただき、ありがとうございます。

早速、お手元の資料に基づいて御説明を差し上げたいと思います。前の農林水産省統計 部から説明があった部分もありますので、なるべくかぶらないように、適宜簡略化しなが ら御説明させていただきたいと思います。

まず水産物流通調査のうち、統計部が御説明した以外の水産庁で行う調査、先ほどもお話がありましたように、水産庁の場合は一般統計ではなく業務統計になりますが、後ろにありますC-3という資料をお手元に置いていただければと思います。水産物流通調査業務ですが、漁業経営の安定や国民に対する水産物の供給を図ることを目的に、全国の主要漁港における主要品目の水揚量、それから卸売価格の把握をしております。

資料C-3にありますように、大きく2つに分けて、1つは水産物流通調査のうち、水 揚量と価格調査、2つ目は水揚量と価格情報と書いてありますが、何が違うかといいます と、左側の1つ目のものは年間調査と月別調査を対象としております。2つ目の水揚量・ 価格情報は日別調査になります。ここにそれぞれ書いてありますように、年間調査であれ ば208地区、109品目とか、月別であれば48地区、35品目、それから右側の日別 であれば29地区、45品目というふうに実施しております。どちらの調査も、ここに「調 査対象」と書いてありますが、産地市場の卸売業者とか漁業協同組合でありまして、そこ から水揚量とか価格情報を収集することとしております。

調査の流れでございますが、下にありますように、例えば年間調査で例に書かせていた だいていますが、調査期間は1月から12月の1年間、民間事業者が12月に調査票を調 査対象者に配布しまして、翌年の2月末までに調査を回収すると。その調査票の内容をチェックして集計なり、あるいは結果表を作成するというような業務になっております。

次に、前回5月に御指摘いただいたことも踏まえて、具体的に実施要項で変更させていた部分を御説明いたします。先ほどもお話がありましたので若干繰返しになりますが、御指摘いただいた点の1つ目はICT技術の活用、それから2点目は告示期間というか、調達期間がどうなのかということで、大きくその2点について御指摘をいただいたところでございます。

資料C-2で御説明させていただければと思います。まずICT技術の活用を実施要項に明記するということで、これまでと異なる分野の事業者の参入が促進されるよう検討を行うことという御指摘でございます。C-2のページで言いますと、7/100を御覧いただきたいと思います。ここで赤字に黄色のマークを入れておりますけれども、実は水産庁でスマート水産業推進事業というのがございまして、何をやっている事業かといいますと、水産資源の調査とか評価のために水揚量が非常に重要なデータとなっておりまして、そのデータを活用することになっております。このため、そのデータが水産物流通調査にも活用できないかということで検討を進めていきたいと思っています。もうちょっと詳細に申し上げれば、スマート水産業の事業では、その情報収集システムを令和3年度、4年度の2年間で約400市場整備することを目標としておりますので、400市場が当方の水産物流通調査、年間でいけば200が対象になりますが、かぶりがあれば、それを活用できないかということで検討していきたいと考えております。

ただし、スマート水産業はあくまでも資源評価ということで、資源量の参考データとして水揚量を使うものですから、価格についてはスマート水産業で情報収集はしません。もともと水揚量は漁業者の漁獲報告が義務化されたことを受けて、そのデータを利用できることになっているのですが、価格の場合は国への報告義務化がないということで、スマート水産業で価格の情報を入れるというのはなかなか難しいところです。価格については検討の1つとして、先ほど統計部の話にもありましたように、政府の統計共同利用システムのオンライン調査の導入を検討していきたいと考えております。

以上を踏まえまして、先ほどの資料C-2の7/100ページの上、オンラインシステムで回収する方法ということで、今申し上げたスマート水産業の話を意味するところで、注意書きで「その使用も併せて検討する」と書かせていただいております。

それから、併せてその下の(7)でございます。 ICT技術を活用したデータ管理とい

うことで、民間事業者が新規参入しやすくなるように、水産物流通情報提供システムを活用する場合に、水産庁がプログラムや取扱説明書を貸与すること。それから取扱説明書については、入札参加予定者が閲覧可能であるということを(7)に明記させていただきました。

その他の論点として、先ほどのお話は年間や月別なのですが、2番目の水揚量・価格情報、日別の情報ですが、これは現状どおりファクスや電子メール、あるいは電話を使用して情報収集するということを考えております。これは調査対象者から幾つか聞き取ったのですが、日常業務がありまして、その間にこういう情報を請け負った民間事業者に送付するには新たな手法を導入するのは負担である、あるいは人的余裕がない、現行のほうがいいという意見もあったものですから、基本的には現行の方法によって調査を継続しまして、電話やファクスはさすがに時代遅れのところもありますので、協力を得られるところからメールによる報告を積極的にお願いしたいと考えております。

それから、2つ目の御指摘といいますか、複数応札にするためにしっかりヒアリングを行い、どのくらい期間があれば応札できるのか水産庁として検討されたいという御指摘も5月のときにいただきました。前回も御説明したかと思いますが、応札を見合わせた民間事業者にヒアリングを行いましたところ、調達期間を長くしてほしいという回答もございましたので、実施要項(案)については、公告期間はこれまで20日程度でしたが50日と定めて、なおかつ複数回、説明会を実施することを検討していきたいと思っています。ページでいきますと、先ほどの資料C-2の19/100ページを御覧ください。6(1)入札に係るスケジュールのところですが、入札公告のところが前は2月12日だったのですが、これを1月上旬に前倒ししております。

以上が御指摘いただいた点を踏まえて、修正したところでございます。

あと、パブリックコメントの結果でございますが、水産庁では先月、9月16日から29日までの14日間、パブリックコメントを実施しております。資料C-6に御参考までに御意見を全部出しておりますが、その意見の中で1つだけ御紹介させていただきますと、C-2の実施要項(案)で言うと15/100ページになりますが、ロのところになります。適切なセキュリティを確保するよう努めることについても、セキュリティの確保というような項を設けるなどして義務を課されたいという御意見がありましたので、それを踏まえて、今言った15/100ページのロのところに明確に記述したということでございます。パブコメの関係の御説明は以上でございます。

以上で、全体の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいまの実施要項(案)の説明について御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いします。小松先生、お願いします。

○小松専門委員 今、御説明いただいたICT活用のところですけれども、基本的には電子メールみたいなものでとおっしゃっていたのですが、最近の技術はもっと進んでいまして、例えば今インターネットでアンケートをするというのはしょっちゅうあります。それは「電子メールで答えを送れ」なんて言ったら、まず答えは返ってこないレベルだと思うのです。やり方は細かく申しませんけれども、もっと簡単なやり方で情報収集する方法がいっぱいありまして、費用もそんなにかからずにやれるという方法もあるのです。そうすると、応募者側でそういうツールを用意して、「これでやります」と言われたときに、それを認めるのかどうかというところが、この書き方だと曖昧です。むしろ「政府のシステムを使え」とおっしゃっているように読めるので、そうすると逆に業者側にしてみると、こんなコストがかかるやり方をしていたのでは割りが合わないと思うかもしれないです。その辺どこまで業者の自由度を認めるのかという辺りがよく分からないですけれども、これはさっきの統計部でもお話ししたことですが、どうお考えなっているのかをお聞かせいただけますか。

〇松田課長補佐 資料C-2の12/100 $^{\circ}$ ~一ジなりますが、ここに調査手法については創意工夫により設定してもらうということで、「企画書にその具体的な内容を記述すること」と書かせていただいておりますので、提案によってはということになると思います。 〇小松専門委員 むしろそれが中心で、参考のために例えば政府のシステムが使えますよというような書き方をしていただいたほうが分かりやすいかと、誤解は少ないだろうと思います。

それともう一つ、さっきおっしゃったスマート水産業のデータが使えるかどうかという話をされていたのですけれども、それが使えるか使えないかというのは調査する側にとっては非常に大きなことなので、もし使える見込みがあるのであれば「ある」とお書きいただきたいし、ただそれの見通しが立たないのであれば、場合によっては使えるかもしれないけれども、計画する側としては、「使えない」という前提で調査計画をしてほしいというふうにするか、何かそこはっきりさせておいたほうがいいと思います。「変更があるかもしれない」とはもちろん書いていただかないといけないと思いますけれども、どっちを前提

とするのか、使うことを前提とするのか、使えないことを前提とするかで全然違ってきてしまうので、そこをもう少し明確にしておいていただいたほうがよろしいかと思います。
○松田課長補佐 ありがとうございます。1点目の件についてはそのようにしたいと思います。2点目のスマート水産業、時間がないのでさらっと説明してしまったのですが、先生が御指摘のようにどっちになるか分からないという書き方になってしまったのですけれども、先ほどのスマート水産業での水揚量のデータ自体は、実は簡単に言うと個々の漁業者ごとのデータを収集することになっています。先ほど説明させていただきましたけれども、要は漁獲報告義務が個々の漁業者ごとにあるということですが、一方でこちらの水産物流通調査については、あくまでも産地市場ごとの水揚量のデータになりますので、要は産地市場ごとに個々の漁業者の水揚量を足せば産地市場の水揚量になるのではないかということになるので、ただ簡単に、要は計算しなければいけないとか、システムを改修しければいけないという可能性があるので、その辺をもうちょっと詰めて、先生から御指摘いただいた方向で検討したいと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○小松専門委員 不確定なことがあるようであれば、「使えないという前提で考えておいてください」と言うほうがいいのかと思います。うまくいけばその分は契約上、減額するかもしれないと。もしその作業がなくなってしまえば、また契約変更することになるかもしれないというようなことを口頭で説明しておいていただければよろしいのではないかと思います。

- ○松田課長補佐 ありがとうございました。
- ○事務局 ほかに何かございますか。石田先生、お願いします。
- ○石田専門委員 ほとんど小松先生と同意見ですが、6 / 1 0 0 ページの(6)調査等の方法ですけれども、①水揚量・価格調査(年間・月別)は、イで調査票を郵送、FAXまたは電子メールで回収、ロでは、台帳等の写しを郵送、FAXまたは電子メールで回収、ハで、オンライン調査システムを使用して配布・回収ということですが、政府統計のオンライン調査システム以外にも、グーグルフォームをそのまま使うことはないと思いますが、もっと簡便な方法、安くてできる方法が世の中に幾らでもあると思うので、その他みたいな形で、民間事業者がそのほかのオンライン調査システムを使うというのを認めてもらえれば、もっと民間の創意工夫が出るのではないかと思いました。

それから、また同様に②水揚量・価格情報(日別)は、これはもうオンライン調査はな

しになって、FAX、電子メールまたは電話の聞き取り等になっています。御説明では聞き取り調査をしたら、「今のほうがいい」という回答だったということですが、「ICTを活用するとこんなに簡単で便利」というのは使ったことがないと分かりません。そうすると、未来永劫「今のままでいい」という回答しか出てこないと思うのです。したがって、ここも「そのほか民間事業者の創意工夫によるオンライン調査を推奨する」とか、「妨げない」というような一文がないと、FAX、電子メールまたは電話の聞き取り等で終わってしまいます。その辺はお金をかけてということではなくて、民間事業者が創意工夫でやりやすいようなやり方も認められるような文言があるといいと思いました。以上です。

- ○松田課長補佐 ありがとうございます。その方向で検討させていただきたいと思います。 ○事務局 石村先生、御発言をお願いします。
- ○石村専門委員 資料C-4の確認ですけれども、説明会参加者がずっと1者、2者、この事業の競争入札に参加できる業者さんは5者から10者のリストがあって、その業者さんに対して、一応説明会に来ていただける何らかのアクションを起こす予定ではあるのですか。
- ○佐藤課長補佐 過去においては応札が2者しかなかったということから、個別に業者ごとに声がけというのはさすがに難しいところがありますが、入札等の情報に関しては当然ホームページとかで広く公告しております。これはできるかどうか分からないですけれども、そういった業者さんが集まる機会、特定の個々の業者さんを狙い撃ちというわけではなくて、広く集まった機会にこういった入札がありますよというような情報提供といったことをやっていきたいと考えております。さすがに1者応札ですと本来の市場化テストの趣旨を全うできませんので、我々としても複数応札を願うところでございますので、可能な限りの対応はやっていきたいと考えております。
- ○石村専門委員 はっきりとしたガイドラインがあるわけではないと思うのですけれども、 総務省の改革推進室の御担当者さんに、ほかの事業でこういうことをやって説明参加者を 増やしていますよということを教えてもらっていただけますか。でないと、今のお答えだ とほぼ1者だろうと。そうすると、これだけ一生懸命に検討していただいて、資料を作っ ていただいて、時間をつくってこういう会議でさらに検討したとしても、説明会で1者し か来なかったら全て水の泡というか、無駄だったなというのがもうその時点で確定してし まうことになるので、ほかの事業では結構、ある程度努力していただいているようなので、 どこまでやっていいかというのは、先ほど言ったように改革推進室の御担当者さんやなん

かに参考情報として聞いていただいて、取り組んでいただいたほうがいいかと思います。いかがでしょうか。

- ○松田課長補佐 ありがとうございます。総務省にも適宜御相談しながら進めていきたい と思います。ありがとうございました。
- ○石村専門委員 よろしくお願いします。失礼します。
- ○事務局 ほかに何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。 それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。
- ○事務局 今回は4件いただいていると理解しております。まず1点目は、小松先生から統計部のところで御指摘いただいたように、メインは民間の創意工夫であることがわかるように記載にして、もしそれ以外にないのであれば、参考として政府統計共同利用システムを利用する方法がありますよとアナウンスをするような形で実施要項を修正すると御指摘をいただいているように理解しております。

2点目でございます。こちらは石田先生から御指摘いただきました。 7ページにございますけれども、「ハ」の部分です。政府オンラインシステムを使ってという形で書かれておりますが、その他ということで、例えば「ハ」の後に別項目として「ニ」を立て、その他のオンライン調査でできるようなものがあれば妨げるものではない、むしろやっていただいても構わないというような趣旨の文言を追加する。併せて②の水揚量・価格情報(日別)にも同じように、オンライン調査を民間工夫によってやることについては妨げないといった趣旨の記載をしたほうがいいだろうという御意見をいただいたと認識しております。

最後に石村先生から、複数応札についての方策をよくよく考えろという御指摘をいただいておりまして、そこはまた別途御相談をさせていただければと考えております。以上4点でございます。よろしゅうございましょうか。石田先生。

- ○石田専門委員 イ、ロ、ハ、ニというところは、小松先生がおっしゃったことと似たようなことだと思います。それで、②の日別は「妨げない」なのか、「推奨」なのか。
- ○小松専門委員 推奨なのか。
- ○石田専門委員 強い気持ちだと、推奨してくださったほうがありがたいという気はいた しますが、それはお任せいたします。
- ○事務局 分かりました。そこは水産庁さんで御検討いただいて、どういう表現ぶりにするかというのは対応を御検討させていただければと思います。ありがとうございます。
- ○事務局 それでは、時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 本実施要項(案)につきましては、ただいまいろいろ御意見が出ましたので、 調査等の方法につきまして水産庁におきまして引き続き御検討いただいて、実施要項(案) について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるように考 えております。委員の先生方、こういう方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございま したら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(水産庁退室)

— 了 —

※ 本委員会終了後、令和2年12月、実施要項の以下の内容について、水産庁の誤記訂正の申出を受けて、小委員会にメールで意見照会を行った後、本委員会委員にも意見照会を行ったところ、特段の異存はなかった。しかしながら、委員から、以下、意見表明等があった。

【修正箇所】

- ○3ページ目 (7) ※水産物流通情報提供システムの概要 4行目~6行目
 - (修正前) なお、当該システムの機材保管費は本業務に含むこととし、改修業務及び運用支援業務に係る経費は本業務に含まない。
 - (修正後】なお、当該システムの機器保管、改修業務及び運用支援業務は本業務に含まれる。
- ○4ページ目 (注1) 2行目以下を次のように修正する。
 - (修正前) 当該システムの機器保管に要する費用は本事業の経費に含まれる(令和元年度実績約104万円)。また、改修業務及び運用支援業務に要する費用は水産物流通情報提供システム運用支援業務委託事業の経費となる(令和元年度実績約356万円)。
 - (修正後) 当該システムの機器保管に要する費用は令和元年度実績104万円程度。また、改修 業務及び運用支援業務に要する費用は令和元年度実績356万円程度。

【意見表明】

清原委員:資料修正について、その理由も明らかなことから、了解。本件のように、システ

ムの選択を行えるように要項を変更する場合は、運用保守の扱いについては、今 後、修正漏れがないよう注意されたい。